

平成29年土幌町議会第2回臨時会

1 議事日程第1号 5月9日(火曜日)午前10時開会

- 日程番号1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程番号2 会期の決定
- 日程番号3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程番号4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程番号5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程番号6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程番号7 議案第1号 訴訟上の和解について
- 日程番号8 議案第2号 工事請負契約の締結について
- 日程番号9 議案第3号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程番号10 議案第4号 平成29年度一般会計補正予算
- 日程番号11 選任第1号 常任委員の選任及び議会運営委員の選任
- 日程番号12 議報告第1号 常任委員委員長及び議会運営委員長、各副委員長の互選結果報告
- 日程番号13 会議案第1号 議会広報特別委員会の設置について
- 日程番号14 議報告第2号 議会広報特別委員長及び副委員長の互選結果報告

2 出席議員(12名)

1番 細井 文次	2番 和田 鶴三	3番 秋間 紘一	5番 河口 和吉
6番 清水 秀雄	7番 飯島 勝	8番 出村 寛	9番 森本 真隆
10番 大西 米明	11番 加藤 宏一	12番 中村 貢	13番 加納 三司

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	瀬口 豊子	会計管理者	三島 重浩
町民課長	辻 亨	保健福祉課長	高木 康弘
産業振興課長	亀野 倫生	地方創生担当課長	石垣 好典
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
子ども課長	金森 秀文	建設課技術長	田中 敏博

病院事務長 土屋 仁志 消防課長 土屋 政勝
 特老施設長 矢野 秀樹

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事 玉堀 泰正 教育課長 藤村 延
 給食センター所長 齋藤 英雄 高校事務長 上野 清子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 細野 幸彦

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 寺田 和也 総務係長 宇佐見 和重

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	加納議長	<p>ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達していますので、平成29年第2回土幌町議会臨時会を開会します。 これから、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
		<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、加藤宏一議員及び12番、中村貢議員を指名いたします。</p>
2		<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。 これに異議ありませんか。 (異 議 な し)</p>
3	加納議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告によりご了承願います。 次に、北十勝2町環境衛生処理組合議会に関する報告は、お手元に配布したとおりですので、ご了承願います。 なお、審議内容等につきましては、議員控室に配置していますので、随時閲覧ください。 これで諸般の報告を終わります。 日程第3、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を</p>

瀬口総務
企画課長

議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。

平成28年度土幌町一般会計補正予算〔第10号〕について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月30日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,697万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億2,156万円に改めたものでございます。

地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものとします。

それでは、歳出から説明いたしますので、11ページをごらんください。

2款1項6目企画費、13節、空き家空き地情報調査委託料、14節、北海道移住フェア出展料を併せた410万円を町単独事業として予算計上しておりましたが、平成27年度の繰り越しとして地方創生加速化交付金事業にこの事業が決定いたしましたので、交付金事業として実施したことから今回単独分を減額するものでございます。

7目環境対策費、1節、環境審議会委員報酬、9節、同審議会委員費用弁償は、会議未開催による減額。

13目財政調整基金費は、25節で同基金積立金1億円を追加。

14目愛のまち建設基金費、25節で昨年12月定例会補正以降の指定寄付金を同基金に積み立てるもので、特定財源として全額を充当するものでございます。

3款2項5目子育て支援推進費は、実績により20節、不妊治療扶助費を減額。

4款1項1目保健衛生総務費は、21節、看護師等修学資金貸付金の申請がなかったことにより減額をするものです。

次に12ページ、2目予防費、13節、各種委託料、20節、扶助費及び2項の1目ごみ処理費、19節、北十勝二町環境衛生処理組合運営分担金は、事業実績に伴いそれぞれ減額するものでございます。

6款1項7目土地改良事業費は、一般単独事業債の減額による財源補正。

13ページ、7款1項2目観光振興費、18節の施設備品購入費は実績により減額するもので、特定財源として国庫補助金を同額減額。

11款1項1目元金は、減債基金繰入金の減額に伴う財源補正でございます。

続いて歳入について説明いたしますので、8ページをお開き願います。特定財源以外の一般財源でございますが、2款1項1目自動車重量譲与税から9ページ9款1項1目地方交付税までは、いずれも交付

額の確定に伴いそれぞれ増額、減額するものでございます。

10ページ19款5項5目雑入、備荒資金組合納付還付金は、1億7,709万6,000円を減額し、収支のバランスを取ったところでございます。

次に5ページ、第2表、地方債補正は、上居辺地区農道整備事業の実績に基づき、起債限度額を変更するものです。

次に14ページ、特別職の給与費明細書、15ページ地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、それぞれ掲載してございますので、参照願います。

以上で説明終わります。審議を賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。

加納議長 これから質疑を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

4

[日程第4、承認第2号「専決処分承認を求めることについて」を議題とします。](#)

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

高木保健福祉課長 保健福祉課長、高木より説明申し上げます。

平成28年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第6号〕について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月30日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,649万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億6,539万4,000円に改めたものでございます。

それでは、歳出から説明いたしますので、6ページをごらん願います。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、高額医療費共同事業交付金の増により財源補正を行ったものでございます。

7款1項3目その他共同事業拠出金は、高額医療費共同事業交付金等の増により財源補正を行ったものでございます。

4目保険財政共同安定化事業拠出金は、保険財政共同安定化事業交付金の増により財源補正を行ったものでございます。

9款1項1目基金積立金は、25節、国民健康保険準備基金積立金5,286万3,000円を追加。これは、平成30年度からの国保事業の都道府県

への移行に備え、北海道が検討している保険料の激変緩和措置を受けられるよう、国保会計の繰越額をできるだけ減らすために基金に積み立てをしようとするものでございます。

7ページ、10款2項1目他会計繰出金は、28節、直営診療施設繰出金363万4,000円を追加。これは、国保病院の直営診療施設救急体制整備によるもので、特定財源として全額特別調整交付金を充当するものであります。

続きまして歳入について説明いたしますので、5ページをお開き願います。特定財源以外の一般財源でございます。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節、医療給付費分、2節、後期高齢者支援金分、3節、介護納付金分それぞれ実績の増により併せて3,849万6,000円を追加し、収支のバランスをとったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。

加納議長 これから質疑を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから承認第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

5

[日程第5、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。](#)

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。産業振興課長。

亀野産業 産業振興課長、亀野より説明いたします。

振興課長 平成28年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算〔第7号〕について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、家畜共済勘定の財源補正でございます。歳出から説明いたしますので、5ページをごらん願います。

2款1項1目の死廃共済金の支払いについては、国、連合会の責任割合が8割で、町は2割の責任があり、加入者からの共済掛金の2割を町の手持ち掛金としておりますが、平成28年度において共済事故の増加によって、実際の手持ち掛金に210万9,000円の不足が生じたことから、その財源として農業災害補償基金の法定積立金を取り崩すもので、農業災害補償基金繰入金210万9,000円を新たに計上し、死廃保険金を同額減額するものであります。

	<p>4ページの歳入につきましては、特定財源で説明いたしましたので、省略させていただきます。</p> <p>大変失礼いたしました。先ほどの平成29年3月31日付をもつての専決処分でございますが、30日に訂正させていただきます。申し訳ございません。</p> <p>以上で説明を終わります。審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから承認第3号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。</p>
6	<p>日程第6、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。</p>
土屋病院事務長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。病院事務長。</p> <p>国民健康保険病院事務長、土屋より承認第4号について説明をいたします。</p> <p>平成28年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第4号〕について地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月30日付けをもって専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるとでございます。</p> <p>1ページをお開き願います。第2条の収益的収入の予定額では、収入1款病院事業収益8億4,501万9,000円を8億4,649万3,000円に、1項医業収益4億5,700万7,000円を4億5,848万1,000円に改め、次に第3条の資本的収入の予定額では、収入1款資本的収入を7,675万1,000円を7,891万1,000円に、2項国保会計繰入金432万円を648万円に改めるものであります。</p> <p>それでは、補正予算説明書に基づき説明させていただきますので、3ページをお開き願います。収益的収入の1款1項4目その他医業収益につきましては、国保会計からの繰入金を147万4,000円増額。</p> <p>次に、資本的収入の1款2項1目国保会計繰入金で216万円を増額するもので、いずれも国保会計における特別調整交付金の確定により国保会計からの繰入額が確定したことから補正するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ございませんか。</p>

7

(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから承認第4号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。
日程第7、議案第1号「訴訟上の和解について」を議題とします。
朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴 田 議案第1号 訴訟上の和解についての説明をします。この議案につ
副 町 長 きましては、釧路地方裁判所の和解勧告に基づき、地方自治法第96条
第1項第12号の規定により、議会の議決を得ようとするものでありま
す。
まず、最初の1の事件名でございますけども、釧路地方裁判所平成
26年（行ウ）第4号懲戒免職処分取消請求事件であります。
2の事件の当事者、原告は●●市●●区●●●条●丁目●●番●●
号、●●●。被告につきましては、土幌町であります。
先に4の事件の概要について説明をさせていただきます。この概要
につきましては、元町職員であった原告は、土幌町長が原告に対して
平成26年6月23日付けで行った懲戒免職処分は、処分理由に事実誤認
があり、相当性を欠く処分であり、社会観念上著しく妥当性を欠き、
裁量権を逸脱・濫用した違法があるとして、懲戒免職処分の取り消し
及び訴訟費用の負担を求めて訴えを起こしたものであります。
3の和解の内容でございますけども、(1)被告は、平成26年6月
23日に原告に対してした懲戒免職処分が裁量権を超えたものであった
ことを認め、同処分を取り消すというものであります。
(2)原告と被告は、平成26年6月23日、原告が同人の事情によら
ないで引き続き土幌町国民健康保険病院に勤務することが困難であり、
かつ、その事情を被告が承認したことから退職したことを相互に
確認をするものでありまして、6月23日付けで退職ということであり
ます。
(3)原告と被告は、協力して北海道市町村職員退職手当組合に対
し、前項に伴う退職金請求手続を行う。これは、町と被告が協力して
退手組合に対しての退職金の請求の手続きを行うという内容でありま
す。
(4)被告は第1項記載の処分を行ったことにつき、原告に対して、
遺憾の意を表すとともに、本件解決金として4,000万円の支払い義務
があることを認め、これを平成29年6月30日限り、●●●銀行●●●
支店の●●●●法律事務所預かり●●●●名義の銀行口座に振り込む方

法により同金員を支払う。この振込手数料については、被告の負担とするということで、和解金4,000万円を6月30日までに振り込むという内容であります。

(5) 原告と被告は、原告と被告間において、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認するというものでありまして、この和解において4,000万円以外の支払い義務については一切ないということであります。

(6) 訴訟費用は、各自の負担とするということであります。

この和解が議決された以降、5月25日に釧路地裁において和解が成立する見込みであります。以上であります。

加納議長
大西議員

これから質疑を行います。ございませんか。10番、大西議員。
和解案の(4)の中で、原告に対して遺憾の意を表明するという文言がありますけども、これに対しては町長が遺憾の意を原告にするということですか。

加納議長
山 中
保健医療
福祉セン
ター 長

保健医療福祉センター長。
保健医療福祉センター長、山中より答弁させていただきます。
この和解文をもって終了するというので、和解になるということですので、具体的にこれ以上どうこうということは想定されておりません。

(何事か言う者あり)

山 中
保健医療
福祉セン
ター 長
加納議長
大西議員

この和解文の中に表現されているということです。
よろしいでしょうか。10番、大西議員。
あまり言いたくありませんけども、一応弁護士を通して懲戒免職ということであったんですが、裁判にかけるとそれは過度な処分にすぎるよということで、4,000万円の支払いが出たわけでありまして、町長並びにこちらの顧問弁護士のこれからの対応はどうなるのでしょうか。

加納議長
小林町長

町長。
町としては、これまでも説明したとおり町の命令に従えない、あるいはセクハラをするという者を町立病院の院長にしておけないということで、それは困難だということで、本人にも自主退職を促したのでありますけども、意思がないということで本処分を行ったのであります。今裁判を通じて色々やり取りが行われたのでありますけども、そういう行為があったということは認めながらも、裁判所の見解としては処分としては重すぎるということで和解をすることになったのでありますけども、色々議会あるいは弁護士とも協議させていただいたのですが、今後の裁判の見通し、あるいは費用や期間等を考える

とやむを得ないという判断をしたところであります。ただ、これだけの多額の和解金を支払うということについては、私も非常に責任を感じているところでありますから、これについて今後自らの処分を含めて議会と協議させていただきたいところでありますし、松浦弁護士については顧問弁護士しているんでありますけども、この件だけではなく、色んな面について相談をして適切な指導もいただいているところでありますけども、この件については残念ながらこういう結果になったのでありますけども、引き続き色んなことに対して松浦弁護士と色んなことで協議をしながら行政を進めていきたいというふうに考えてございます。

加納議長

ほかにありませんか。

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

8

[日程第8、議案第2号「工事請負契約の締結について」を議題とします。](#)

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴 田
副 町 長

議案第2号 工事請負契約の締結について説明いたします。この議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

工事名につきましては、土幌上音更線西上橋災害復旧工事であります。

契約金額は、6億5,500万円。

契約の相手方につきましては、平田・ネクサス特定建設工事共同企業体であります。代表者につきましては、字土幌西2線160番地、株式会社平田建設、代表取締役は野中栄忠であります。

構成員につきましては、帯広市西6条南6丁目4番地、株式会社ネクサス、代表取締役社長、曾根一であります。

工期は、契約の日から平成30年3月30日まで。契約の方法は、指名競争入札であります。

次のページの説明資料でありますけども、工事名は同じでありまして、工事場所は土幌町字上音更。

入札執行日時は、平成29年4月28日午前9時からであります。

指名業者でございまして、ここに記載の7社及び3特定建設工事共同企業体であります。なお、このうち宮坂建設工業株式会社、株式会社北土開発、株式会社遊佐組については、指名入札を辞退してお

		ります。
		入札経過につきましては第1回決定。
		最高入札金額につきましては、6億7,250万円であります。
		工事概要につきましては、昨年の8月の台風により影響を受けた橋梁災害の復旧工事1橋であります。
		以上で説明を終わります。
加納議長		これから質疑を行います。ございませんか。 (なし)
加納議長		質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
加納議長		討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なし)
加納議長		異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
9		日程第9、議案第3号「辺地総合整備計画の変更について」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
柴田副町長		議案第3号 辺地総合整備計画の変更について説明をいたします。 この議案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。
		この辺地につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、下居辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するものであります。
		この別紙につきましては、7ページでございますけれども、同じく下居辺地の計画であります。
		1の辺地の概況については、説明を省略させていただきまして、2の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、(1)産業の振興道路の後段のまた以降ですけれども、また、この地区は、大規模農業経営が行われている区域となっている。作業機械の大型化により、現況道路の幅員では営農に支障をきたしている状況である。農作業道の整備を進めることにより、農業生産の基盤整備を図るものであるという、この項目を追加したところであります。
		3の公共的施設の整備計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間となっておりますが、この下の表の真ん中に産業の振興道路、括弧書きしてございます、下居辺地区農地耕作条件改善事業のこの部分を追加したところでございまして、これは町道高砂・清澄線の整備を図るということを目的としたところでございます。

	<p>事業費につきましては、3億円。</p> <p>財源内訳は、特定財源が1億5,000万円。これは、農地耕作条件改善事業交付金で、2分の1がこの交付金であります。一般財源は残りの1億5,000万円ということでありまして、このうち辺地債の予定額といたしましては、1億5,000万円であります。なお、これは2か年の事業の予定でありますけども、この欄については総額を記載することになっておりますので、3億を記載したところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
10	<p>日程第10、議案第4号「平成29年度士幌町一般会計補正予算」を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。</p>
瀬口総務企画課長	<p>総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。議案第4号 平成29年度士幌町一般会計補正予算〔第1号〕歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,032万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億3,132万円に改めようとするものです。</p> <p>地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものとします。</p> <p>歳出から説明いたしますので、8ページをごらんください。2款1項1目一般管理費、13節及び22節は、先ほど議案第1号で可決いただいた弁護委託料及び解決金併せて4,432万円を追加するものです。</p> <p>6款1項4目農業振興基金運用事業費、25節で同基金に特別及び一般分を積み立てるもので特定財源として指定寄付金を同額充当いたします。</p> <p>7目土地改良事業費は、下居辺地区農地耕作条件改善事業費として13節から22節の一部を併せた2億円の追加。その他としまして、15節で新栄地区明渠排水工事に1,500万円。22節、単独工事支障物件移転補償費として500万円をそれぞれ追加し、特定財源として国及び道補助金交付金並びに辺地対策事業債併せて2億400万円を充当するものです。18款1項1目繰越金は前年度繰越金6,032万円を計上し、収支のバランスをとったところです。</p> <p>次に4ページ、第2表、地方債補正は辺地対策事業債に下居辺地区農地耕作条件改善事業を新たに追加するものでございます。</p>

9ページには、地方債の現在高の見込みに関する調書を記載していますので、参照願います。

以上で説明を終わります。審議を賜り、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長 これから質疑を行います。ございませんか。
(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(な し)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって本案は原案のとおり可決されました。

11 日程第11、選任第1号「[常任委員の選任及び議会運営委員の選任](#)」
を行います。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

また、先例集86において、常任委員の選任に当たっては、議長があらかじめ本人の希望を聴取し、調整の上、会議に諮って決定することになっております。

同じく先例集86により、議会運営委員については、副議長及び各常任委員会から1名、残る2名については議長の指名によるものとなっております。お諮りします。常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条の第4項の規定に基づき、

総務文教常任委員、加藤宏一議員、飯島勝議員、和田鶴三議員、秋間紘一議員、森本真隆議員、細井文次議員、以上6名。

産業厚生常任委員、中村貢議員、清水秀雄議員、大西米明議員、出村寛議員、河口和吉議員、加納三司議員、以上6名。

議会運営委員、加藤宏一議員、和田鶴三議員、出村寛議員、大西米明議員、細井文次議員、以上5名。以上のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

加納議長 (な し)
異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました議員を、それぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時36分 再開

加納議長 再開します。
ここで、私から常任委員の辞任についての申し出をしたいと思いま
す。
議長は、一旦、地方自治法によって常任委員会に所属しましたが、
先例により、常任委員を辞任して、どの委員会にも所属せずに、すべ
ての委員会に平等に出席するようにしたいと思います。
ただ今、副議長に辞任願を提出しましたので、同意賜りますよう、
お願いいたします。
副議長と交替します。暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

(加納議長退席)

午前10時38分 再開

細井副議長 再開します。議長が除斥となりましたので、副議長が議長の職務を
行います。

ただ今、産業厚生常任委員に選任された議長から、常任委員の辞任
願いが提出されました。

お諮りします。議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、議題にし
たいと思います。これに異議ありませんか。

(なし)

細井副議長 異議なしと認めます。
したがって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加して議題にする
ことに決定しました。

追 加

[追加日程、「常任委員の辞任について」を議題とします。](#)

お諮りいたします。ただ今、産業厚生常任委員に選任されました
議長から、常任委員の辞任願いが提出されました。

議長は、その職務上、どの委員会にも出席する権限を有しているほ
か、本会議における可否同数の際における採決権など、議長固有の権
限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当で
はなく、また、行政実例においても、議長については辞任を認められ
ているところでもありますので、産業厚生常任委員を辞任したいとす
るものであります。

辞任について、許可することに異議ありませんか。

(なし)

細井副議長 異議なしと認めます。
したがって、議長の産業厚生常任委員の辞任については、許可する
ことに決定しました。

これで議長と交替いたします。暫時休憩します。

		<p>午前10時38分 休憩 (加納議長入場) 午前10時38分 再開</p>
	加納議長	<p>それでは、再開いたします。 休憩中に各委員会ごとに委員会を開催して、各委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。 また、先例集141に基づき、各常任委員会から広報委員候補1名を推薦くださいますようお願いいたします。 ただちに委員会を招集し、暫時休憩します。</p>
		<p>午前10時39分 休憩 午前10時50分 再開</p>
12	加納議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第12、議報告第1号「常任委員長及び議会運営委員長、各副委員長の互選結果」を報告します。 総務文教常任委員長、加藤宏一議員。副委員長、飯島勝議員。 産業厚生常任委員長、中村貢議員。副委員長、大西米明議員。 議会運営委員長、出村寛議員。副委員長、加藤宏一議員。 以上のとおり互選された旨の報告がありました。</p>
13		<p>日程第13、会議案第1号「議会広報特別委員会の設置について」を議題といたします。 職員に朗読させます。</p>
	宇佐見 総務係長	<p>会議案第1号、議会広報特別委員会の設置について、士幌町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり議会広報特別委員会を設置するものとする。 平成29年5月9日。 士幌町議会議長、加納三司。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別委員会の名称、議会広報特別委員会。 2. 設置の目的、議会広報の公正な発行を期するため、編集方針及び内容の審査を行う。 3. 特別委員の定数、5名。 4. 設置の期間、平成31年4月30日まで。 5. 閉会中の審査、委員会は閉会中も審査を行う。 6. 審査結果の報告、委員会は設置期間中審査結果の報告を省略する。 <p>以上でございます。</p>
	加納議長	<p>事務局長から提案理由の説明を行います。</p>

寺 田 士幌町議会委員会条例第5条の規定では、必要がある場合、議会の
事務局長 議決によって特別委員会を設置することができることになっておりま
す。

議会広報特別委員会は、議会の活動内容を町民にお知らせする議会
広報の発行にあたり、編集方針を定めるとともに、内容が公正である
か審査を行うために設置するものであります。委員定数は5名とし、
各委員会の任期とあわせて2年間で更新することとしております。

今回の改選により委員会が消滅いたしますので、新たに設置するた
めに提案するものでございます。先ほど朗読いたしました議案中、6
の審査結果の報告につきましては、一般的に委員会の調査及び審査内
容は、定例会ごとに報告するのが建前ではありますが、議会広報は、そ
の都度「議会だより」を発行しておりますので、それを報告に代える
考え方であり、これらを踏襲して設置期間中の審査報告を省略するも
のであります。

以上提案理由の説明といたします。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を省略し、採決します。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議会広報特別委員会委員の選任を行います。議会広報
特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定に
より、議長が会議に諮って指名することになっております。お諮りし
ます。議会広報特別委員の選任については、委員会条例第6条第4項
の規定に基づき、大西米明議員、河口和吉議員、飯島勝議員、出村寛
議員、細井文次議員、以上5名を指名したいと思っております。これに異議
ありませんか。

(な し)

加納議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5名を「議
会広報特別委員会」委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とし、休憩中に委員会を開催して、委員長及び副委
員長の互選をお願いいたします。

午前10時54分 休憩

午前10時57分 再開

加納議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

結果」を報告いたします。

委員長、大西米明議員。副委員長、河口和吉議員。以上のとおり、互選されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回土幌町議会臨時会を閉会します。

(午前10時58分)